

物品購入等見積もり合わせ心得

(総則)

第1条 八雲町の物品購入等に係る見積もり合わせにあたっては、別に定めるもののほか、この心得を承知するものとする。

(見積もり合わせの方法)

第2条 見積もり合わせの参加者は、見積書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出しなければならない。

2 見積もり合わせの参加は、原則として持参提出とするが、場合によっては郵送も認める。郵送により見積もり合わせに参加しようとする者は、その封書に「見積書在中」と朱書きし、指定した日までに到着していなければ参加できない。

3 代理人の場合は、委任状を提出しなければならない。

4 見積もり合わせの参加者は、執行者が認める場合を除き、無断で退室、再入室をしてはならない。退室をした場合は退室以降の見積もり合わせは辞退として取り扱うものとする。

5 見積もり合わせ中は、携帯電話等電子通信機器の使用を禁ずる。執行者の指示に従わないときは退場を命じ、辞退として取り扱うものとする。

(見積もり合わせの参加辞退)

第3条 見積もり合わせの参加者として通知を受けた者は、見積もり合わせ執行完了に至るまで、いつでも見積もり合わせ参加を辞退することができる。

2 見積もり合わせの参加を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 見積もり合わせ執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により見積もり合わせ執行者に連絡するものとする。

(2) 見積もり合わせ執行中にあっては、その旨を口頭により見積もり合わせ執行者に連絡をするものとする。

3 見積もり合わせの参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではないが、事前連絡のない者については、一定期間指名を保留する場合もある。

(見積もり合わせの取りやめ等)

第4条 見積もり合わせ執行者は、見積もり合わせを公正に執行することができない等特別な事情があると認めるときは、当該見積もり合わせを延期し、又は取りやめることができる。

(見積書の書き換え等の禁止)

第5条 見積もり合わせの参加者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(無効とする見積書の提出)

第6条 次の各号の一に該当する見積書の提出は、無効とする。

(1) 無権代理人がした見積書の提出

(2) 記名押印のない見積書の提出

(3) 記載金額を加除訂正した見積書の提出

(4) 記載金額その他見積もり要件が確認できない見積書の提出

(5) 見積もり合わせに関し不正行為があった者のした見積書の提出

(6) 同一事項の見積もり合わせについて、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の見積書の提出

(7) 見積もり合わせに関する条件に違反した見積書の提出

(8) その他別紙「無効となる各種契約入札について」記以下に準ずる

(契約相手方の決定)

第 7 条 有効な見積書の提出を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積もりした者を原則として契約の相手方とする。

2 契約の相手方の決定は、見積もり合わせを行った場所において、見積書提出後直ちに見積もり合わせの参加者、又はその代理人の面前で行うものとする。

3 契約の相手方となるべき価格をもって見積書を提出した者が 2 人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは当該見積もり合わせ事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

4 見積もり合わせの結果、契約の相手方を決定するに至らない場合は、直ちに当該見積もり合わせの参加者により再度の見積もり合わせを行うものとする。(再見積もり合わせ)

(契約の締結)

第 8 条 契約の相手方として決定された者が、当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書に記名押印のうえ、契約の相手方として決定された日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方として決定された者が、契約の締結を電磁的記録で行う場合(以下、電子契約という。)には、予算執行者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に、契約の相手方として決定された日から 7 日以内に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。)しなければならない。なお、この場合には、予算執行者が別途指示する時期までに、電子契約利用承諾書を提出すること。

(異議の申立)

第 9 条 見積もり合わせに参加した者は、見積もり合わせ執行後、異議を申し立てることはできない。

以上